

議案番号	案件名等						
議案第1号	<p>専決処分の承認を求めることについて （令和5年度四街道市一般会計補正予算（専決第3号））</p> <p>【提案理由】 令和5年度四街道市一般会計補正予算（専決第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="571 488 1473 584"> <thead> <tr> <th>補正前予算総額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38,148,522千円</td> <td>201,060千円</td> <td>38,349,582千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>国の総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯、及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金の追加給付に要する経費を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯支援給付金追加支給事業 86,183千円 子育て世帯への加算として18歳以下の児童一人当たり5万円を追加給付。 ・住民税均等割のみ課税世帯支援給付金追加支給事業 114,877千円 1世帯当たり7万円、子育て世帯への加算として18歳以下の児童一人当たり5万円を追加給付。 <p>【担当課】 経営企画部 財政課</p>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	38,148,522千円	201,060千円	38,349,582千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
38,148,522千円	201,060千円	38,349,582千円					
議案第2号	<p>専決処分の承認を求めることについて （令和5年度四街道市一般会計補正予算（専決第4号））</p> <p>【提案理由】 令和5年度四街道市一般会計補正予算（専決第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="571 1272 1473 1368"> <thead> <tr> <th>補正前予算総額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38,349,582千円</td> <td>220千円</td> <td>38,349,802千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>損害賠償請求事件に係る訴訟代理委託に要する経費を追加し、結審の年度までの債務負担行為を設定。</p> <p>【担当課】 経営企画部 財政課</p>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	38,349,582千円	220千円	38,349,802千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
38,349,582千円	220千円	38,349,802千円					
議案第3号	<p>四街道市の基本構想を定めることについて</p> <p>【提案理由】 社会的環境の変化に対応した本市の新たなまちづくりの方向性を示す最上位の方針である基本構想を定めるため、四街道市基本構想条例第5条の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 中長期的な将来ビジョンとして、本市が目指すまちづくりの方向性を示す最上位の方針を定めるもの。</p> <p>【構想期間】 20年間</p> <p>【担当課】 経営企画部 政策推進課</p>						
議案第4号	<p>四街道市の基本構想に基づく基本計画を定めることについて</p> <p>【提案理由】 四街道市の基本構想に基づく5年間の新たな基本計画を定めるため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項の規定により提案するもの。</p>						

	<p>【概要】 基本構想の実現に向けて、今後の取組方針を示す本市の最上位の計画を定めるもの。</p> <p>【計画期間】 5年間</p> <p>【担当課】 経営企画部 政策推進課</p>
議案第5号	<p>四街道市高齢者保健福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 所期の目的を達成したことから、四街道市高齢者保健福祉基金を廃止するため提案するもの。</p> <p>【概要】 平成30年度より当該基金は残高が無く、今後も活用する見込みが無いことから、設置目的は達成したものと判断し廃止するもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【担当課】 福祉サービス部 社会福祉課</p>
議案第6号	<p>四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二が廃止されることに伴い、本条例において、当該別表を引用している規定等の整備を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年5月末（予定）</p> <p>【担当課】 経営企画部 情報推進課</p>
議案第7号	<p>四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 子育て部分休暇を新設し、子の小学校就学後も部分休業と同様に扱うことができる無給休暇を導入するため、その他所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 子育て部分休暇を新設し、小学校6年生までの子がいる職員は、部分休業と同様の無給休暇を30分単位で、1日2時間まで取得することができるよう規定の整備を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】 総務部 人事課</p>
議案第8号	<p>四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 券売機の入れ替えに伴い、自転車等駐車場の一時利用に関する方法の一部を変更する必要があるため提案するもの。</p> <p>【概要】 現行券売機の生産終了と新紙幣への対応を理由とする機器の入れ替えに伴い、プリペイド機能を備えた券売機がないことから条例で定めている回数券の規定を削るもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年7月1日</p>

	<p>【担当課】都市部 土木課</p>
議案第9号	<p>四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 建築基準法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 ・既存不適格建築物の大規模な修繕等における接道義務等の規定の適用が緩和できる認定申請制度が設けられたことに伴い、認定審査手数料を新設し、併せて法令名称及び項ずれの修正等を行うもの。 ・浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され事務が増加し、物件費等も増加したことから、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の額について改正を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】都市部 建築課、消防本部 予防課</p>
議案第10号	<p>四街道市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び四街道市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 地方自治法等の一部改正に伴い、本条例の引用条項を改正する必要があるため提案するもの。</p> <p>【概要】 地方自治法等の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じたことから、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】上下水道部 経營業務課、総務部 人事課</p>
議案第11号	<p>四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会の委員定数を変更するため、その他所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 本審議会の現行委員定数は、学識経験者2人以内、各団体代表5人以内、公募市民等7人以内で合計14人以内と規定されているが、事業の経営に関する専門的な審議を実施するため、区分ごとの定数の規定を廃止するとともに定数を減じて合計10人以内とするもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】上下水道部 経營業務課</p>
議案第12号	<p>四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 四街道市国民保養センター鹿島荘利用者からの要望に基づき、開館時間を変更するため提案するもの。</p> <p>【概要】 利用者の利便性を図るため、開館時間を午前10時から午前9時に変更するもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年10月1日</p> <p>【担当課】福祉サービス部 社会福祉課</p>

<p>議案第 13 号</p>	<p>四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額を月額5,500円（年額66,000円）とし、所得等に応じて16段階で介護保険料を定めるもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】 福祉サービス部 高齢者支援課</p>
<p>議案第 14 号</p>	<p>四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 ケアマネジャー1人当たりの取扱件数、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等に関し、国基準に準じた改正を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】 福祉サービス部 高齢者支援課</p>
<p>議案第 15 号</p>	<p>四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、接近禁止命令等の定義を追加する必要があるため提案するもの。</p> <p>【概要】 「接近禁止命令」「退去等命令」等の用語が定義されたことに伴い、ひとり親家庭等の父母等に該当する者の要件に対応する箇所の整備を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和6年4月1日</p> <p>【担当課】 健康こども部 子育て支援課</p>
<p>議案第 16 号</p>	<p>四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に繰り上がる改正がされたため、同条第11項の引用を改めるもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【担当課】 健康こども部 保育課</p>

<p>議案第 17 号</p>	<p>四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【提案理由】 国民健康保険事業の健全な運営を図るとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。</p> <p>【概要】 基礎課税額の所得割額、均等割額、平等割額及び後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割額、均等割額をそれぞれ引き上げるとともに、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を引き上げるもの。</p> <p>【施行期日】 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p>【担当課】 健康こども部 国保年金課</p>
<p>議案第 18 号</p>	<p>市道路線の認定について</p> <p>【提案理由】 開発行為に伴い新設された、大日富士見ヶ丘 2 1 号線ほか 3 路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 認定路線数： 4 認定路線延長： 4 7 4. 8 メートル</p> <p>【告示日】 令和 6 年 3 月 2 9 日</p> <p>【担当課】 都市部 土木課</p>
<p>議案第 19 号</p>	<p>市道路線の廃止について</p> <p>【提案理由】 既存認定路線の起点及び終点が再編成された、大日中志津 2 6 号線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 廃止路線数： 1 廃止路線延長： 7 4. 2 メートル</p> <p>【告示日】 令和 6 年 3 月 2 9 日</p> <p>【担当課】 都市部 土木課</p>
<p>議案第 20 号</p>	<p>工事請負契約の締結について</p> <p>【提案理由】 庁舎ネットワーク工事について請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 新庁舎への移転に伴うネットワーク機器、サーバラック、各種付帯設備の設置及び LAN ケーブルの配線等の工事を行うもの。</p> <p>【工事期間】 議決日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>【担当課】 経営企画部 情報推進課</p>
<p>議案第 21 号</p>	<p>工事請負契約の変更契約の締結について</p> <p>【提案理由】 旭公民館改修工事において、当初契約に含まれていなかった工事の追加に伴い、変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】 四街道市立旭公民館改修工事について、施設周辺の地盤が陥没し、安全確保のために補修が必要になることなどから、追加の工事を行うもの。</p> <p>【工事期間】 令和 5 年 6 月 2 9 日から令和 6 年 8 月 3 0 日まで</p>

【担当課】 教育部 社会教育課

令和6年度四街道市一般会計予算

【提案理由】 令和6年度四街道市一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により提案するもの。

令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
35,920,000千円	33,260,000千円	2,660,000千円

歳入の主なものは、市税11,771,000千円、地方消費税交付金1,991,000千円、地方交付税3,900,000千円、国庫支出金6,270,970千円、県支出金3,030,054千円、繰入金1,910,429千円、市債3,759,000千円とするもの。

歳出の主なものは、総務費6,783,025千円、民生費16,650,030千円、衛生費2,947,254千円、土木費1,973,242千円、消防費1,266,514千円、教育費3,447,901千円、公債費2,276,418千円とするもの。

継続費については、固定資産税賦課事業ほか2件を設定するもの。
債務負担行為については、電子調達システムサービス使用料ほか10件を設定するもの。

地方債については、防災行政無線再整備事業ほか19件を設定するもの。

一時借入金については、借入れの最高額を2,000,000千円と定めるもの。

【担当課】 経営企画部 財政課

令和6年度四街道市国民健康保険特別会計予算

【提案理由】 令和6年度四街道市国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により提案するもの。

令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
8,474,900千円	8,634,200千円	△159,300千円

歳入の主なものは、国民健康保険税1,897,931千円、県支出金5,995,443千円、繰入金560,513千円で、歳出の主なものは、保険給付費5,915,621千円、国民健康保険事業費納付金2,405,250千円、保健事業費85,240千円とするもの。

一時借入金については、借入れの最高額を600,000千円と定めるもの。

【担当課】 健康こども部 国保年金課

令和6年度四街道市介護保険特別会計予算

【提案理由】 令和6年度四街道市介護保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により提案するもの。

令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
7,301,700千円	7,148,700千円	153,000千円

歳入の主なものは、保険料1,846,478千円、国庫支出金1,340,461千円、支払基金交付金1,869,020千円、繰入金1,220,681千円で、歳出の

議案第22号

議案第23号

議案第24号

主なものは、保険給付費6,673,491千円、地域支援事業費426,696千円とするもの。

【担当課】福祉サービス部 高齢者支援課

令和6年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号

【提案理由】 令和6年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により提案するもの。

【概要】

令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
1,901,200千円	1,708,500千円	192,700千円

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1,599,303千円、繰入金294,659千円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1,830,059千円とするもの。

【担当課】健康こども部 国保年金課

令和6年度四街道市水道事業会計予算

議案第26号

【提案理由】 令和6年度四街道市水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するもの。

【概要】

科目	令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
収益的収入	1,835,439千円	1,925,514千円	△90,075千円
収益的支出	1,990,977千円	1,883,989千円	106,988千円
資本的収入	677,080千円	490,252千円	186,828千円
資本的支出	1,013,056千円	1,033,604千円	△20,548千円

収益的収入及び支出では収入を1,835,439千円、支出を1,990,977千円とするものであり、資本的収入及び支出では収入を677,080千円、支出を1,013,056千円とし、不足額335,976千円は過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんするもの。

継続費については、第1浄水場配水池更新工事において3件を設定するもの。

債務負担行為については、工事施工監理委託ほか1件を設定するもの。

企業債については、水道事業債の借入限度額を624,600千円と定めるもの。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で145,300千円とし、たな卸資産の購入限度額については、22,375千円と定めるもの。

【担当課】上下水道部 経營業務課

令和6年度四街道市下水道事業会計予算

議案第27号

【提案理由】 令和6年度四街道市下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するもの。

【概要】

科目	令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	前年度比較（増減額）
収益的収入	2,439,438千円	2,190,135千円	249,303千円
収益的支出	2,414,052千円	2,150,453千円	263,599千円
資本的収入	306,812千円	267,446千円	39,366千円
資本的支出	645,285千円	584,323千円	60,962千円

収益的収入及び支出では収入を2,439,438千円、支出を2,414,052千円とするものであり、資本的収入及び支出では収入を306,812千円、支出を645,285千円とし、不足額338,473千円は過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんするもの。

債務負担行為については、内黒田地先家屋事前事後調査業務委託1件を設定するもの。

企業債については、公共下水道事業債の借入限度額を231,500千円と定めるもの。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で101,216千円と定めるもの。

【担当課】 上下水道部 経營業務課

令和5年度四街道市一般会計補正予算（第6号）

【提案理由】 令和5年度四街道市一般会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
	38,349,802千円	△228,458千円	38,121,344千円

継続費については、庁舎等整備事業（庁舎整備工事監理等業務委託）ほか1件の年割額を変更するもの。

繰越明許費については、戸籍記録整備事業ほか12件を追加し、舗装繕繕事業ほか1件の繰越額を変更するもの。

地方債については、庁舎等整備事業ほか6件の限度額を変更するもの。

【担当課】 経営企画部 財政課

令和5年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

【提案理由】 令和5年度四街道市国民健康保険特別会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額
	8,652,188千円	△29,238千円	8,622,950千円

【担当課】 健康こども部 国保年金課

令和5年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由】 令和5年度四街道市介護保険特別会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するもの。

議案第28号

議案第29号

議案第30号

	<p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="571 143 1476 237"> <tr> <td>補正前予算総額</td> <td>補正額</td> <td>補正後予算総額</td> </tr> <tr> <td>7,502,738 千円</td> <td>△3,210 千円</td> <td>7,499,528 千円</td> </tr> </table> <p>【担当課】福祉サービス部 高齢者支援課</p>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	7,502,738 千円	△3,210 千円	7,499,528 千円										
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額															
7,502,738 千円	△3,210 千円	7,499,528 千円															
議案第 31 号	<p>令和 5 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>【提案理由】 令和 5 年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="571 519 1476 613"> <tr> <td>補正前予算総額</td> <td>補正額</td> <td>補正後予算総額</td> </tr> <tr> <td>1,707,378 千円</td> <td>29,527 千円</td> <td>1,736,905 千円</td> </tr> </table> <p>【担当課】健康こども部 国保年金課</p>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	1,707,378 千円	29,527 千円	1,736,905 千円										
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額															
1,707,378 千円	29,527 千円	1,736,905 千円															
議案第 32 号	<p>令和 5 年度四街道市水道事業会計補正予算（第 2 号）</p> <p>【提案理由】 令和 5 年度四街道市水道事業会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するもの。</p> <p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="534 862 1465 1075"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>補正前予算総額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>1,925,514 千円</td> <td>3,789 千円</td> <td>1,929,303 千円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>1,883,989 千円</td> <td>12 千円</td> <td>1,884,001 千円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>1,033,604 千円</td> <td>41,676 千円</td> <td>1,075,280 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>継続費の変更に伴い、収益的収入及び支出について、収入を3,789千円、支出を12千円、それぞれ増額し、資本的収入及び支出について、支出を41,676千円増額するもの。</p> <p>継続費については、第 2 浄水場混合井築造工事の総額及び年割額を変更するもの。</p> <p>【担当課】上下水道部 経營業務課</p>	科目	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	収益的収入	1,925,514 千円	3,789 千円	1,929,303 千円	収益的支出	1,883,989 千円	12 千円	1,884,001 千円	資本的支出	1,033,604 千円	41,676 千円	1,075,280 千円
科目	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額														
収益的収入	1,925,514 千円	3,789 千円	1,929,303 千円														
収益的支出	1,883,989 千円	12 千円	1,884,001 千円														
資本的支出	1,033,604 千円	41,676 千円	1,075,280 千円														